

平成29年度 高齢者インフルエンザ予防接種に係る請求方法について ・変更版《参考1》

市町村名	請求方法の説明 国保連：指定書式に予診票を添えて国保連へ請求 併用：国保連又は市町村窓口へ請求（下記参照）	091	
		高齢者インフルエンザ	
			接種期間
向日市	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
長岡京市	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
大山崎町	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
宇治市	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	取扱なし	
城陽市	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/20～12/28
久御山町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/20～12/28
八幡市	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/15
京田辺市	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/31
井手町	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/31
宇治田原町	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/31
木津川市	併用（木津川市内の医療機関のみ直接請求）	併用	10/13～1/22
笠置町	併用（笠置町内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
和束町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	11/1～1/31
精華町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/13～1/22
南山城村	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	11/1～1/31
亀岡市	すべて国保連へ請求	国保連	10/21～1/31
南丹市	併用（船井医師会管内医療機関のみ希望により直接請求）	併用	10/13～12/28
京丹波町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/13～12/28
福知山市	併用（福知山医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
舞鶴市	併用（舞鶴医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/16～12/30
綾部市	併用（綾部医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/23～1/31
宮津市	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/16～12/15
京丹後市	併用（北丹医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/25～12/28
伊根町	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/16～12/15
与謝野町	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/16～12/15

2017.10.23

※1 向日市、長岡京市及び大山崎町の高齢者インフルエンザは乙訓医師管内のみ直接請求。